

◎佐賀県条例第10号

佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例（昭和58年佐賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後					
(施設使用料) 第4条 博物館の展示室及び茶室並びに美術館の展示室、 <u>ホール及び画廊</u> を使用しようとする者は、別表第1に掲げる額の施設使用料を納入しなければならない。 別表第1（第4条関係）				(施設使用料) 第4条 博物館の展示室及び茶室並びに美術館の展示室、 <u>画廊、岡田三郎助アトリエ及びホール</u> を使用しようとする者は、別表第1に掲げる額の施設使用料を納入しなければならない。 別表第1（第4条関係）					
施設使用料				施設使用料					
区分		使用単位	使用料（円）		区分		使用料（円）		
			冷暖房 しない 場合	冷暖房 する場 合			冷暖房 しない 場合	冷暖房 する場 合	
略				略					
美術館	略				美術館	略			
	画廊		略			画廊		略	
						岡田三郎助アトリエ		アトリエ	
						9時30分～12時		240	430
				13時～18時		480	850		
				18時～22時		480	850		
				9時30分～18時		820	1,450		

改正前					改正後						
美術館ホール	入場料等を徴収しない場合及び入場料等が500円以下の場合	平日	9時～12時	略	美術館ホール	入場料等を徴収しない場合及び入場料等が500円以下の場合	平日	9時30分～22時	1,300	2,300	
			13～17	略				女子	9時30分～12時	190	330
			18～22	略				洋画	13時～18時	370	650
			9～17	略				研究所	18時～22時	370	650
			13～22	略					9時30分～18時	630	1,110
			9～22	略					9時30分～22時	1,000	1,760
			土、日曜日、祝日	9時～12時				略	土、日曜日、祝日	9時～12時	略
				13～17				略		13時～17時	略
				18～22				略		18時～22時	略
				9～17				略		9時～17時	略
				13～22				略		13時～22時	略
				9～22				略		9時～22時	略
			入場料等	500円を超え				平日	9時～12時	略	美術館ホール
				13～17	略	13時～17時	略				

改正前					改正後				
を徴収する場合	1,000円以下の場合		<u>18</u> ~22	略		1,000円以下の場合		18時~22時	略
			<u>9</u> ~17	略				9時~17時	略
			<u>13</u> ~22	略				13時~22時	略
			<u>9</u> ~22	略				9時~22時	略
		土、日曜日、祝日	9時~12時	略	土、日曜日、祝日	9時~12時	略		
			<u>13</u> ~17	略		13時~17時	略		
			<u>18</u> ~22	略		18時~22時	略		
			<u>9</u> ~17	略		9時~17時	略		
			<u>13</u> ~22	略		13時~22時	略		
			<u>9</u> ~22	略		9時~22時	略		
	1,000円を超える場合	平日	9時~12時	略	平日	9時~12時	略		
			<u>13</u> ~17	略		13時~17時	略		
			<u>18</u> ~22	略		18時~22時	略		
			<u>9</u> ~17	略		9時~17時	略		
			<u>13</u> ~22	略		13時~22時	略		
			<u>9</u> ~22	略		9時~22時	略		
		土、日曜日、祝日	9時~12時	略	土、日曜日、祝日	9時~12時	略		
			<u>13</u> ~17	略		13時~17時	略		
			<u>18</u> ~22	略		18時~22時	略		
			<u>9</u> ~17	略		9時~17時	略		

改正前					改正後						
				13 ~22	略					13時~22時	略
				9 ~22	略					9時~22時	略
<p>(注) 1～4 略</p> <p>5 美術館ホールを使用する場合において、使用単位の時間を超えて使用したときは、当該使用単位に係る施設使用料の1時間当たりの金額の150%に超過した時間を乗じて得た額を徴収する。この場合において、1時間に満たない端数があるときは30分に満たない時間は切り捨て30分以上は1時間とし、算定して得た額に100円未満の端数があるときは50円未満は切り捨て50円以上は100円とする。</p>					<p>(注) 1～4 略</p> <p>5 美術館の岡田三郎助アトリエ又はホールを使用する場合において、使用単位の時間を超えて使用したときは、当該使用単位に係る施設使用料の1時間当たりの金額の150%に超過した時間を乗じて得た額を徴収する。この場合において、1時間に満たない端数があるときは30分に満たない時間は切り捨て30分以上は1時間とし、算定して得た額に100円未満の端数があるときは50円未満は切り捨て50円以上は100円とする。</p>						

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。